

北方領土問題対策協会分科会（第1回） 議事録

内閣府北方対策本部

1. 日 時：平成16年2月23日（月）16：00～16：52
2. 場 所：内閣府庁舎5階特別会議室
3. 出席委員：飯田分科会長、神谷分科会長代理、出塚委員、御厨委員
4. 議事次第
 - （1）分科会委員の紹介
 - （2）分科会長の互選
 - （3）分科会長代理の指名
 - （4）評価基準（案）について
 - （5）項目別評価表（案）について
 - （6）総合評価表（案）について
 - （7）その他
5. 議 事

影山参事官 それでは、時間もまいりましたので内閣府独立行政法人評価委員会第1回北方領土問題対策協会分科会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。私、北方対策本部参事官の影山でございます。分科会長が互選されるまでの間、私の方で議事の進行役をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

本会議と分科会ということで役割分担がございますけれども、分科会ということで財務諸表の承認、それから、毎事業年度の利益の処分、限度額を超える短期借入金、積立金の処分に係る主務大臣への意見の申出と、それから、各事業年度の実績評価といったようなことが本分科会の主な任務ということになっております。

本日の分科会におきましては、分科会長の互選、それから、分科会長代理の指名の後、独立法人行政通則法第32条、業務評価について規定した条でございますが、これに基づきまして、独立行政法人北方領土問題対策協会、平成15年度事業年度の業務実績評価を行うための評価基準について御審議をいただくということになっております。よろしくお願いいたします。

分科会委員の御指名につきましては、内閣府独立行政法人評価委員会令、政令でございますが、第5条第2項に基づきまして、昨年6月27日に内閣総理大臣から、本日お集まりの委員方々に御指名がなされているということでございます。改めて委員の皆様方の御紹介をさせていただきますと思います。

本日は御欠席でございますが、読売新聞東京本社取締役論説委員長の朝倉敏夫先生。

国土館大学大学院客員教授の飯田健一先生。

防衛大学校助教授の神谷万丈先生でございます。

日本公認会計士協会公益法人会計監査専門部会長の出塚清治先生でございます。

東京大学先端経済工学研究センター教授、御厨貴先生でございます。

よろしく願いいたします。

続きまして、分科会長の互選に入らせていただきたいと存じます。

政令第5条第3項に基づきまして、分科会委員の皆様方の互選によりまして、分科会長をお決めいただくこととなっております。分科会長の互選につきまして、何か御提案等ございましたら、お願いいたします。

神谷委員 僭越ではございますけれども、この分野では、最も深い御造詣をお持ちの飯田先生が委員長には御適任かと存じますので、御提案させていただきたいと存じます。

影山参事官 ありがとうございます。飯田先生を御推薦いただきましたが、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

影山参事官 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方の互選によりまして、飯田委員が本分科会の分科会長ということで御選任ということでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、今後、議事の進行を飯田分科会長にお願いいたしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

飯田会長 それでは、互選という形で私がこの分科会の運営役をさせていただくということにさせていただきます。

私も、この評価委員会の仕事については全く未熟なので、是非、委員各位の先生方の御協力と御指導をいただいて運営させていただきたいと思えます。

まず、この評価委員会の規則の第5条第5項の規定で、分科会長が、あらかじめ分科会長代理を指名することになっておりますので、私は、私以上にこの分野で造詣の深い神谷先生に、分科会長の代理をお願いしたいと思いますけれども、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

飯田会長 それでは、分科会長代理を神谷先生にお願いするということで、よろしくお願いいたします。

神谷委員 最も若輩で恐縮でございますが、御指名でございますので、お役に立てればと思えます。よろしくお願いいたします。

飯田会長 先ほど影山参事官から、今日の議題として、1つは評価基準と、それから項目別の評価表、総合評価表、この3つの議案があるということで御指摘いただきましたが、まず最初に、平成15事業年度の北対協の業務実績の評価を行うための評価基準について、審議していきたいと思います。影山参事官に御説明をいただきたいと思います。

影山参事官 それでは、評価基準(案)を御説明させていただきます。

評価基準案でございます。

「I. 評価の目的」ということでございますが、中期計画の実施状況を調査分析して、総合的な評価を行うことにより中期目的達成を図るための必要な業務運営の改善等に資することを目的とするということで、毎年各事業年度の業務実績評価を通じて中期目標の達成を図るために必要な諸方策の検討等に資するための評価の目的という位置付けとなっております。

それからIIでございますが、評価方法ということで、項目別評価と総合評価ということになっております。後ほど御説明させていただきますが、中期計画に定められた各項目についての調査・分析、それぞれの実施状況を項目ごとに行うということで、項目別評価表というのが1つございます。

それから、これは全体を総合考慮しまして、当該事業年度における協会の実績を総合評価するというので、総合評価を行うということでございます。

ただ、当法人の性格といたしまして、貸付業務に関しては、農林水産省と共管ということでございまして、農水省の方の評価委員会の意見を聞くというふうな仕組みとなっております。

それから、項目評価表の2でございますが、これも先行独法になっているところでございますが、定量的な指標が設定されている評価項目という場合には、A、B、C、Dということで、それぞれについて数値目標を設定させていただくわけでございますが、Aとして順調に実施、Bが概ね順調、C以下ということで設定させていただければということでございます。

それから、定性的に分科会の先生方の協議により評価されているという場合でございますが、A、B、C、Dと、B以上がほぼ満足でいくのではないかとというふうな評価をいただいているということでございます。

また、3つ目の項目でございますが、「協会は、業務の実績報告書を自ら行った評価等を記入した評価表を提出し、それらについての説明を行うものとする。なお、各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明らかにする」ということで、評価につきましては、当該法人から提出されました業務報告書を参考にさせていただきまして、

先生方の協議により客観的に行っていただくということでございます。

特段優秀という場合には「A+」といった評価というものも、先行独法にならったものでございます。

それから、11の3でございますが「総合評価」ということでございまして、総合評価表に基づき行う。これは後ほど御説明させていただきます。

総合評価につきましては、実績全体について項目別に勘案いただきまして、実績全体について行っていただくということでございます。

それから、総合評価には、中期目標、それから年度計画等々に含まれていないものについても御評価いただければということでございます。

それから、必要に応じ、その内容について記述していただくというふうなことでございます。

4番目の「評価結果の通知及び公表」ということで、通則法第32条、評価基準について定められている条文でございますが、これに基づきまして、協会及び政策評価・独立行政法人評価委員会に遅滞なく通知する。その結果を遅滞なく公表するというふうなことでございます。

それから、勧告の業務運営の改善等につきまして、勧告の必要がある場合には、本会委員会の議決を求める。勧告を行う場合には、協会法第17条の2項により、貸付業務に関しては、先ほど共管部については農水省の評価委員会の意見も聞かなければならないということでございます。

また、「評価基準の見直し」につきましては、毎年度評価結果等を踏まえて必要に応じ見直すというふうなことでございます。

評価基準について、簡単でございますが、御説明させていただきました。

飯田会長 ありがとうございます。何か御質問なり御意見がありましたら、お願いします。

神谷委員 私は本委員会の方で北対協は業務が特殊であるから、余り数値化にはなじまないのではないかという意見を申し上げたんですが、そうっておいて少し不安なのは、要するに、これが内閣府のみならず全体で実施されている際の雰囲気でございます。要するに、数字を出さないと何だかだめだということになっているとすると、変ないちゃもんがついてはつまらないのですが、その辺は大丈夫なのでございましょうか。

影山参事官 後で御説明いたしますが、10月1日からの発足ということでございまして、基本的に半年分ということで数字が入らない、というところがございます。ここにつきましては、評価官室ともいろいろ調整、相談させていただいたところもございまして、

半年分ということで、ほかの国民生活センターとそういったところとの並びで、半年分の評価ということである程度仕方がないかなということ考えているということでございます。できるだけ数値目標をとということが、全体の雰囲気の中でということがありますので、またいろいろ先生の方からお知恵を拝借させていただければ大変ありがたいと考えております。

御厨委員 でも、あれですね。そんなに無理して入れなくていいと思うんです。やはり基本的になじまない。だから、全体の雰囲気はあだけれども、やはりそうでないというのも評価の1つとしてあるわけですから、それは余り気にしない方がいいかなという気はしていますけれども。

飯田会長 北対協の一番大きな目的は、やはり北方領土の返還実現ということだと思っ
たんですね。そうすると、その観点から言うと、今回の独立行政法人の評価委員会の役割と
いうのは、全体的にやはり効率性だとかあるいは民に移せるものをできるだけ移すという
ようなことだとか、そういうことが大きな評価の基準になっているんだと思うので、その
点では、確かに非常に抽象的な領土問題、領土の返還という実現に、どこまで資する役割
を果たしているかということが一番評価の基準になると思うんですけれども、先ほど、神
谷先生がお尋ねになったことというのは、どうしてなんですか、北方領土返還運動にどの
くらいこの存在が、独立行政法人としてあるのかどうかということが一般的に受け止めら
れているのか、そのことなのか。

それとも、組織としての効率性とか、いわゆる国民にサービスする点でどれだけ役に立
っているのかという観点で受け止められたのか。

神谷委員 いや、ごく本筋から外れた質問であって、ただ、これはよくそういうことは
あるものでして、全体にある種の雰囲気がある土地に、そこから離れた正論を言うと何だ
か浮いてしまって、ありていに言うと、つまらない誤解を受けたりする場合があります
ので、私はそもそも数値化というものには余り積極的でないということはさっきも申し上
げたとおりですし、以前も本委員会で申し上げたとおりですが、できるところに、今後、
更に何か考えられるのであれば、余り無理でない数字も、数字だけで評価するのは無理だ
と思いますが、数字も評価するというようなことにしてはどうかと、これは今回半年限り
ですから、どこをどうしろと余り申し上げてもちょっとと思いますので、次回以降、例え
ば、何条の北方領土問題教育者会議設立の進捗状況などというのは、あるいはその意思を
表明した県民会議の担当者を集めた会議なんというのは、数だけで評価しては、寄せ集め
てしまって、何でもいから人をかき集めればいいのかということになります。内容と
ともに数も一指標にするというというぐらいのことはあり得るかという感じです。

ただ、今回は何しろ半年ですので、私は特段異議を唱えるつもりはございません。ですから、あくまでも本筋の話ではないので。

影山参事官 私もその点で御理解をいただき大変ありがたいと思いますが、我々にとっても励みになる点もございますので、またいろいろお知恵をいただければ大変ありがたいと思います。

飯田会長 どうでしょうか、この基準については特に何かほかに。

影山参事官 ちょっと項目別について御説明させていただきまして、併せて全体的な話からも御議論いただければと。

飯田会長 では、そういうふうにさせていただきますでしょうか、よろしいでしょうか。では、お願いします。

影山参事官 実際上の事業が、半年分ということございまして、実際上の事業が、私どもの、例えば交流事業でございますと、夏の段階でほぼ終了しているといったようなことございまして、10月から発足したということで、その分の事業等々については、アンケート調査等々は未実施といったようなことが多々ございまして、そういったところは、定性的に御評価いただかざるを得ないというふうなことございまして。

資料でございますが、中期計画の各項目ということで、始めに予算のことについて期末で13%、それから毎年度1%というふうなことございまして、これも半年分ということで、契約とか執行とかの時期の問題等ございまして、おしなべて1年間で評価するというふうなことございまして。

評価項目にありますような評価につきまして、それから、協会の方も工夫いたしまして、予算の削減状況等については、また、御説明させていただきたいと存じます。それに基づきまして、先生方に協議いただき、御判定いただければということございまして。

それから2番目も、あえてということございまして、毎年度100回以上というのが一番左の方の下からということで、これも量と質の問題というものがございましてけれども、あえて15年度上半期を含めまして100回以上できればA。それから、75回以上でBというふうな評価基準ではいかがかということございまして。

実績につきましては、小泉総理が出席された2月7日の北方領土返還要求全国大会、それから、いろいろな県民大会の実績、そういったものが記載されるということになるかと思っております。

それから、3番目でございますが、北方領土を目で見る運動の一環としての意見箱の設置というふうなことございまして。実施済みと未実施ということございまして、実際にはそれぞれ設置させていただいたということございまして。

以下、大分定性的なこと御説明させていただきましてということでございますが、青少年や教育関係者に対する啓発の実施。これにつきまして80%以上参加者から有意義だったとの結果を得るといふこと。

それから、北方領土問題教育者会議の設立を推進するといったようなことにつきまして、アンケート調査も既に不可能だったというようございまして、これについても、協会の方からの説明に基づき、御協議いただければというふうなことございまして。

それから、インターネットを活用した情報の提供、これも半年分ということございまして、上半期と下半期ということで、評価比較させていただければという内容でございます。上半期を上回ればというふうなことではいかがかということございまして。

それから、北方四島と交流事業の実施、これもアンケート調査というふうなことございまして、分会限りの、これも私どもの方でいろいろ御説明させていただければというふうなことを考えております。

それから、北方四島在住ロシア人の受け入れ、それから専門家の派遣受け入れ、これにつきましては、なかなか数値目標というわけにもまいりません、こちら辺についても、実績について詳細に御報告させていただければと思います。

それから、北方領土問題に関する調査研究ということ年3回以上の公表ということございまして。これも10月1日以降、国際シンポジウム等開催されたということもございまして、これにつきましても、半年分ということ恐縮でございますが、詳細にこれも御説明して、それにより御判定いただければということございまして。

元島民に対する援護措置の関係でございます。これらにつきましても、詳細に御報告させていただければということございまして。

③に相談会を地区10か所で開催するといったようなものもございまして。これにつきましても、実質上やっているわけございまして、これにつきましても、半年分ということございまして、御報告させていただき御判定いただければということございまして。

それから、関連金融機関との連携強化等々、生前継承の促進、それから、予算、短期借入額の限度額、貸付業務、一般業務、そういった貸付業務に関するものにつきましても御報告させていただき、御協議いただければというふうなことに存じます。

人事に関する計画ということございまして、これも人事に関する目標ということで、期首の常勤職員を、期末が上回らないというふうなことございまして。

こういった項目別の評価表に基づきまして、各先生方、これに基づきまして、自己評価というふうな欄がございまして、実績を記載させていただきまして、自己評価欄に協会の方から自己評価したものを御提出させていただき、それに基づきまして、分科会評価とい

うことで、それぞれの小さいくくりと大きいくくりということで、項目別に分科会評価をいただく、それから評価理由についても御記載いただければというふうなことでございます。当初、先生方にごらんいただきまして、その後いろいろ御協議いただきまして、評価理由等々についても御記載いただければということでございます。

それに基づきまして、一番最後の紙でございますが、総合評価法というふうなことで、項目別評価の総括というふうなことでございます。

それから、11でございますが、それに基づきまして、その他の業務実績等に関する評価、冒頭御説明申し上げたように、これに書いていないものにつきましても、総体的に御評価いただければと思います。

16年度、来年でございますと、先ほど評価官から御説明ありましたように、夏の段階で1度ということでございます。

年度が締まった段階で、また、先生方といろいろ御協議というか御説明させていただければと思っております。

以上、項目別と総合評価ということで御説明させていただきました。よろしく願います。

飯田会長 どうもありがとうございました。

何か御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。

出塚委員 よくわからないんですけども、この評価の対象を、業務の運営の効率化だとか、世論の啓発とか、こういうところで、何かこの法人は限定していいのか、ちょっと何か目標の置き方が。

飯田会長 この項目の作り方がね。

影山参事官 先生方に御議論いただいた中期目標と中期計画に基づいてということではあるんですけども、確かに全体的にどういうふうな知恵があるかという感じがします。

飯田会長 この項目を見ると非常に盛りたくさんで、協会が非常にたくさんの仕事を持っていらっしゃるんだということは非常によくわかるんですね。わかるんですけども、本来の協会の目的の軽重、いろいろな目的の重さとか軽さとか、あるいはもう省いてもいいのではないかと思われるようなものとか、そういうものがこれまでの慣例でずっとあるものを全部列挙されたという感じがするんですね。

例えば、調査研究というのがありますね。調査研究などは、これは勿論、そういう考えがあるかということを知っているのであって、私がそうではないということを断定して言っているわけではないんですけども、これなどは、北方領土問題対策協会がやらなければいけない仕事なのかどうかというのは、これは神谷先生の方がお詳しいから、ちょっと

伺いたいと思うんだけど、その辺はどうなのでしょう。ほかのところの省庁や、ほかのところのどこかでやれるということはできないのかどうかとか、そういう声はないのかと聞きたいんですが。

影山参事官 要するに、非常に運動を進めるに当たっての基礎的な調査研究、伝統的に国際シンポジウムを始めとしまして、安全保障研究会の先生方等とのいろいろ長年のお付き合い等もございまして、全く運動の基盤となるそういう調査研究というのは、私何回か拝見させていただきまして、それは外務省なりいろいろな機関でやっているというのもあると思いますけれども、協会の足腰というか、基盤があるという面では、非常にこれは私は有効だと思っております。先生方も御参加いただいているところでございますけれども。

神谷委員 ですから、やはり現状としては、領土問題は、北方領土のみならずですけれども、沖縄返還以降、要するに、一般の人の関心かなぜか異常に低いわけで、そういう中で、研究調査などについても、放っておくとなかなか実施できないということがあるので、こういうところで少しでも手助けをすることに今のところは意味があって、恐らく、この辺は将来啓蒙活動が進むと放っておいてもやるようになるから別の方面に力を注ぎ直すこともできるのではないかという気がいたしますけれども、多分、まだその段階に行っていないのではないかと思います。

あと、それから、これは御時世だからしょうがないんですが、業務運営の効率化なんというのは、とりあえずは確かに一律にむだを省けということで、全独法横並びでよろしいんでしょうが、各省庁のものも含めて、やはりある段階からは、もし北方領土返還というのが重要な日本の目標であるとするならば、余り効率化で削減しても困るので、その辺はやはり我々がどこで言うのでしょうか、中期計画というのが済んだ辺りで申し上げるのでしょうか。もう十分減らしたから、これから増やせと言ってもいいのかもしれない。ただ、本当にむだがあるのかないのか、私はまだ詳しいところを承知しておりませんので、その辺はいずれ御説明をいただいたときに考えさせていただければと思います。

影山参事官 全体的な流れの中で、日本人の場合横並びでというところは、我が協会もなぜ独法かというところも確かにあるんですけども、ちょっと変な感じも確かにあります。

吉越事務局長 これはうちの協会法の法律の中に、しっかり調査研究をという項目が入っておる関係上、これは法律事項でありますので、書かせていただいているということになっております。

飯田会長 これを、いかがなものなのかというようなことはできますよね。実績評価委員会としての。

吉越事務局長 はい。

出塚委員 私は、全体を見るといつも気になるのは、限りなく効率性というのはどういうことを意味しているんだろうと、ゼロを意味しているのかと、決してそんなことはないと思うんですね。何か横並びで効率性というと全部一緒になっちゃって、本当にいいのかなと、例えば、特別な返還問題を具体化したということがあったときに、まるで変わってしまうと思うんですね。そういうときにどう対応するのかと、こちらは効率性と普及・啓発なり調査・研究を一生懸命やっていけば、それでいいのかという問題ですね。それでいいと言えればそれでもいいんでしょうけれども。ちょっと独法になじまない、もともとなじまないのではないかという気が私はありましてね。それは今言ってもしょうがない話ですね。

神谷委員 こういう運動の盛り上げ役みたいなものが政府そのものであるのがいいかどうかというのもまた微妙なところで、ちょっと話は違いますが、国際政治で安全保障問題を国の間で話し合うときに、政府同士の対話とともに、非政府レベルとあって、そこにしかし政府のものが個人の資格で出ていくなんというのを別途つくっておいて、そちらで比較的自由にやるというアイデアも最近各地で、アジアも含めてやっておりますので、こういうのも、政府そのものがやると差し障りがあるような、しかし、国にとっては必要なことを、やはり政府ではないということできっとできるんだろうとは思っています。その際に、効率化でいいのかどうか私も非常に疑問で、ただ、多分、長年の間にあらゆる独立行政法人になったものには、むだな部分も確かにあるんだと思いますから、それを思い切って自主的に省くという努力を特に1回目の中期計画か何かでやっていただいて、その上で増やすべきは増やすというような提案もできるのではないかと思います。

あと、評価では本当は、個人的には、調査研究でも何でもそうなんです、一般の人の目というか耳でもいいんですが、いかに届けるかということに工夫をしていくということは多分、この法人の何というか存在意義の主張には、今後、大きいものがあって、今までだと真面目にやっていますということで一応存在意義を主張できたんでしょうが、多分、ちゃんとそれが伝わって、何かインパクトを与えているということと言えるかどうか勝負の分かれ目なのではないと、その辺りをきっとこれからの何年かの間に研究して、何か工夫していくということなのではないかと思うんですが、それをどう評価するとか、どう目標化すると言われてもよくわからないのが今のところの現状なので。

御厨委員 それはしょうがないですよ。今までやったこと全部総花的に並べて、まずはヨーイドンでしょう。最初のところはこうやっておりますと聞いてそうかというので、いろいろそこに全部説明等を受けて、協議により判定するといえますけれども、これは恐

らく協議により判定すると言われて困りますね。だって、その前例がなくて、今まで何かやってきた上ではなくて、いきなりですからね。そういう意味で言えば、今回の最初のものは、まあ、何というのか、こっちも腰だめでというか、それはしようがないんだろうと思うんです。

飯田会長 今、お話伺っていて、だんだんそういう感じだなというふうな、私も納得するようないところがありまして、冒頭私が申ししたのは、まさにそのことで、今までやってきたことを項目別に盛りだくさんにざっと並べてあるだけであって、そして、それを今度は形にはめて我々が評価するという形しか今のところないだろうと。

だけでも、これから評価委員会で討議している中で、もしかするとこれは、これからの独立行政法人としての北対協がやっていく、本当にやっていくべき仕事なのかどうかということも、基本的な問題についても、もう少し討議を進めて、場合によってはそういう大胆な提案までしていくのがよろしいのではないかというふうに思いますので、今回は、とりあえず。

出塚委員 いいと思いますけれども、ちょっと気になるのは項目別評価表の中に、数値目標で 100 回以上だとか、これは大丈夫かなとちょっと心配です。

影山参事官 我々としては 100 回ぐらいの感じでやっております。

飯田会長 100 回に決めたのは半年ですよ、来年 1 年間になったら倍になるんですか。

吉越事務局長 この御指標をいただいたときの我々の認識は、1 年間で 100 回以上。

出塚委員 半年では。

吉越事務局長 実を申しますと、8 月と 2 月が強調月間になっておりまして、2 月の方が今回下期の方の大きなイベントをやる月になっておりまして、ここですと、我々が今やっている部分は 80 回ぐらいなんです。ですから、100 回となると、下半期だけなり上半期だけで 100 回以上と言われるとちょっときつい部分が出てくる可能性があります。

出塚委員 何となく、この基準 100 回以上といたら、そのまま読みますよね。

吉越事務局長 この指標は、多分、本部の方にお聞きしないとわかりませんが、今年の中で取られたのではないかなというふうに我々は取ってはいるんですが、今、御指摘のとおり。

影山参事官 毎年度 100 回以上ということでございます。

吉越事務局長 ということで、達成は、そういう面でもらえていただければ。

出塚委員 独法以前のものも加えて考えると、最初の年は。

吉越事務局長 それは参考指標ということになりますね。

それともう一つ、先ほど出塚先生の方からお話がありましたように、私どもの協会その

ものがやっている事業が、効率化だとかあるいは非効率化だとかという御批判をいただく分にはいいんですけども、我々は、この前、初めのころは、理事長も申し上げたと思うんですけども、我々の返還運動というのは、どちらかという、国民の自発的なボランティアの部分もありますので、これと我々が融合して1つの返還運動している。そういうボランティアの人たちを非効率だ、あるいは効率化されているとかというのは、なかなか我々としても言いにくいことだし、判断もしにくいかなという部分が一部残されています。

出塚委員 ボランティア部分というのはどう考えるのでしょうか。

御厨委員 そういう効率とは余りなじまないでしょう。ボランティアは効率ということは考えていませんから、自分たちが参加することによる意欲とか、そっちの方がポイントであって、それを効率に合わないと言ったら、全然だめですよ。

神谷委員 基本的には不思議ですね。領土問題に関わるこのようなものを効率で判断するというのはなかなか難しいので、どういう意味なのか、金がかからないと効率がいいのか、何年で返ってくる可能性があるというのが効率がいいのか、本当は評価のしようはないので。

出塚委員 本当は今の言うボランティア活動などは指標の対象に入れたいですね。

神谷委員 多ければいいわけですね。

出塚委員 本当は入るといい。

神谷委員 これは何ですか、中期目標の段階でそういうのがある程度、この表の基になるものが決まるわけですね。そうすると、新しいものをつくる作業が始まったときに、こういう意見を申し上げると反映される可能性はあるわけですね。

影山参事官 事務的に申しますと、その協会の個別のディテールの業務についてという話なものですから、どうしてもこんな格好にならざるを得ないというところがあるんですけども、そこはまた、いろいろな、個別でやっても半分意味がないところがありますので、本当に総合評価をどういうふうに考えるかということだと思えます。

飯田会長 当分科会の特別な立場を、もし、はっきりと反映させていくとしたら、これは総合評価表のところで軽く触れていく部分と、重くたくさん触れていく部分と分けて、アクセントをつけて記述していくというような形で出していくということなんだろうと思います。

影山参事官 といいましても、我々細かいところでは本当に励みになる部分というのもございますので、先生方にはエンカレッジして、こんなこともこんなこともと言っていたら、細かいミクロの部分では、そこそこで助かる場所がございますので、また、そういった面からもいろいろお知恵をいただくのも、それはそれで大変我々にとってもあり

がたいことだと思っております。

出塚委員 もう一つ聞いていいでしょうか。業務の中に貸付業務があるんですけれども、貸付業務があるから短期借入金のことが頭にあるんですか、つまり、つなぎ資金の借入れが、当法人では必要になるケースというのはどういうケースが考えられるんでしょうね。

吉越事務局長 貸付金の方はまさしく先生おっしゃるように、つなぎ的に使いますので、どうしても借り返す。それから、我々一般管理費の方ではどういうことが想定されるかといいますと、例えば、予算の成立が遅れまして、国からの金が執行がされてこないような場合があるんです。

1か月以上予算の成立が遅れたなどということがありますね。そういうときには、うちの職員の給料も払えなくなっちゃうということも考えられますので、その期間、短期借入をし、そして国から入ってきたらそれを返すというつなぎ的資金の役割が想定されておるものですから、こういうふうに書いてあります。

出塚委員 わかりました。

飯田会長 これは貸付だけとか育英資金とか、これは先ほど全体会議でも話がありましたけれども、一世限りということになると、もうそろそろタイムリミットが来ていると考えるよろしいんですか、対象としては。

吉越事務局長 一世の方についてはそういう問題がありまして、平成8年に、1代に限って先送りできる、要するに、後継者をつくってはいるんです。ただ、それでもだんだん減っていく。ここにも書いてありますように、生前承継をさせているわけです。

飯田会長 それもそろそろタイムリミットに来ていないんですか。

吉越事務局長 まだですけれども、いずれまた来る可能性はありますね。

飯田会長 当然、だから。

吉越事務局長 今、大体元島民の方々に生存されている方の平均年齢が72歳ぐらい、元島民一万七千二百数人住んでおりましたけれども、今生きておられる方が約八千人弱というふうな約半減しております。それに対して生前承継はうまく行われていますので、それを合せると、また一万何千人かの法対象者がいる形にはなっております。

また、確かに、これをもっと範囲を広げてくださいという要望は、元島民の方々の中からも出ています。

出塚委員 ちょっと恥ずかしいんですが、生前承継というのを説明してくれますか。

吉越事務局長 なかなか難しいんですけれども、私が元島民で島から引き上げてきた昭和20年8月15日現在に、それ以前6か月以上住んでいた者が有資格者なんですけれども、その人が本土の方に引き上げてきて、この融資制度が36年から行われているわけなんですけれども、

そういう人たちが事業をやったりあるいは住宅とか生活資金を借りるのはよかったですけれども、だんだん自分たちよりは子どもたちの方に基礎が移ってきて、子どもたちにはこの制度がきかないわけです。島に住んでおりませんでしたから、そういう人たちに何とか承継させてほしいという申し出があって、平成8年の法律改正でこれできたわけですけれども、そのときに、子どもが3人いると仮定しますと、そのうちのだれか1人だけ継承させる。その条件も、生計を一にしているその人に出すというふうな形の法改正でございます。相続とはちょっと違います。

飯田会長 戦後半世紀経っているんですけれども、どうなんですか、それは勿論四島の関係者からは、当事者だからもっと継続してほしい、拡大してほしいという要望が出るのは大変よくわかるんけれども、いわゆる社会的な世論として、もうそろそろそういうお金を支出することはいかなものかというような、そういう声なんていうのはないんですか。

吉越事務局長 今のところは聞いておりませんね。やはりこれの政策そのものがやはり特殊な地位に置かれた元島民の方々に対する国の責任において行っているというところに大きなポイントがあるのではないかなと思います。

要するに、慈善事業的な金貸しではないと、だから、置かれている地位の独特な。

飯田会長 三宅島の島民とは違うんだと。

吉越事務局長 そこまで言うところちょっと語弊があるかもしれませんが、これは勿論、沖縄のように返還されれば、当然原状復帰なりあるいは何かできるわけですがけれども、そこに置かれているという特殊な地位ですね。漁業権を持っていたんだけれども、漁業権の行使ができないとか、それから、財産を全部置いて島を追われたとか、そういう特殊事情ですね。

飯田会長 いかがでしょうか。ほかに何かございますか。

影山参事官 済みません、ちょっと事務的な話で、総合評価表、一番最後の紙でございますが、IVでございますが、これは15年度、次年度以降についてこれが入るということでございまして、今回、済みません間違えて入ってしまったようでございます、恐縮でございますが。

次回、評価委員会からの指摘事項に対して、今度はこの記載状況が入るということが、先行独法の事例になっているようでございます。今回は、IIIまでというふうなことで、申し訳ございません。

飯田会長 わかりました。特にこれ以上御意見がなければ、この3つの問題、評価基準と項目別評価表、総合評価表については、一応御審議いただいた上で、分科会の決定とさせていただきますということで、いかがでございましょうか。よろしいですか。

また、おいおい討議を進めていく中で、この枠組みについても。

影山参事官 次年度以降は正式なものになってまいりますので。

飯田会長 そこで意見を述べさせていただきたいと思います。

影山参事官 さまざまな御検討いただければ、本当に幸いです。

飯田会長 では、以上で予定した案件、一応全部終わったということで、何かほかに御意見ございますでしょうか。

それでは、影山参事官、何か。

影山参事官 今後の予定ということでございます。協会の方より省令の規定に基づきまして、評価を受けるための年度計画に定めた項目とその実績を書いた報告書ということで、6月末までに評価委員会の方に提出させていただくということでございます。分科会の先生方におかれまして、この提出された報告書に対しまして、7月を目途に協会の方より御説明をさせていただいた上で、本日御審議いただきました評価基準に載っている評価をお願いすることというふうなことになります。

それから、貸付けに関する業務につきましては、農林水産省の方の評価委員会の方の意見も聞かなければならないと、その手続につきましては、飯田先生の方に御一任させていただければと存じます。

その後、8月に開催予定の分科会におきまして、各委員の評価を基に、分科会としての評価を決定していただく。なお、財務諸表につきましては、6月末日までに主務大臣に提出いたしまして、承認を受けるということになっておりますが、主務大臣が承認する際にあらかじめ先生方の意見を聞くとなっております。したがって、財務諸表につきましても、次回の分科会において御審議いただくというふうな手はずになっておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。今後の予定ということで。

飯田会長 どうもありがとうございました。では、以上で今日の分科会を終了させていただきます。

どうも御苦労様でした。